

さいたまの学童ほいく

NO.06-2 / 2006年10月20日 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571

FAX048-644-1572 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp 【郵便振替】00160-7-93727

11月16日 県福祉部、教育局との話し合い 厚生労働省の概算要求の内容をテコに県施策・補助の改善を！

今回の県との話し合いの焦点・重点

重点1 「運営基準」が実現できるよう基準額増を補助基準額は、法制化以降、国庫補助の改訂の範囲内での変動しかありません。「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」は、「常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、指導員常時複数体制を確保できるように、1箇所当たりの補助基準額の増額を求めます。

この点で厚生労働省は、来年度の概算要求の中で、基準開設日数を281日から250日とし、それを上回る開設をした場合に加算を行う予定です。国庫補助基準額の改訂は最低、予算に反映させることを要求します。

重点2 単独施設整備費、備品購入費の予算化を
国は、学童保育の施設整備に関して、単独で建てる場合に「児童厚生施設等整備費」と 余裕教室等を改修するための国庫補助「保育環境改善等事業費」（来年度から「放課後子ども環境整備等事業費」と名称変更）を設けています。来年度はそれらに加えて 設備費（備品の購入等）補助（「放課後子ども環境整備等事業費」）を創設する予定です。埼玉県は、「保育環境改善等事業費」は予算化していますが、「児童厚生施設等整備費」は予算化していません。

重点3 大規模学童保育問題を解決するために分離・独立を促す方策を考えて

昨年来の要望です。大人数＝大規模学童保育の問題が深刻化しています。この解決は、適正規模に分離・独立を進めることです。

「運営基準」は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明解です。国も概算要求の中で、「71人以上の大規模クラブについては3年経過後の補助金を廃止することで分割を促進する」という新たな方針を打ち出しました。

県として、「複数の集団活動ができる体制」がとられている場合、それぞれを1クラブとして認め補助することを求めます。例えば、余裕教室を2クラス使用しており、基本的な生活単位を分けている場合は2クラブとして認め補助するなどです。

重点4 「障害児4人で指導員2人」への改善を

県は86年度から障害児加算補助を開始、99年度には障害児3人に指導員1人、6人に2人と改善をされ（補助額は1,491,600円から975,000円と改悪 その後、956,000円と減額）、03年度から、障害児1人に指導員1人と改善を図りました。しかし障害児6人以上についてはそのままです。

**重点5 障害児学保 すべて「3対1対応」に
+必要とする児童は「1対1対応」を**

障害児学童保育は、「重度障害児（療育手帳A等）3人に指導員1人、その他の障害児6人に指導員1人」の基準です。現場感覚からは、すべての障害児について最低3対1対応が必要です。その上で、特に指導員の手を必要とする児童については、1対1対応を求めていきます。また、通常学童保育同様、補助基準額増を求めていきます。

重点6 「放課後子どもプラン」は、それぞれの事業を目的・役割にそって拡充するように

政府は、来年度から市町村に対して「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため...全小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）」を策定することを求めています。

「プラン」の具体化に当たっては、上記2つの事業が、それぞれがその目的・役割にそって拡充され連携が図られるようにして下さい。

重点7 厚生労働省の概算要求の実現を

厚生労働省は概算要求の中で、基準開設日数を281日から250日として、それ以上は日数に応じて補助を加算 開設日数250日未満のクラブは認めない 71人以上の大規模クラブについて分割を促進 設備費補助の創設 等改善を要望しています。

重点8 「指定管理者制度」導入は住民合意の上で

従来、学童保育事業を「業務委託」の形態で実施していた市町村の中に、あえて条例制定・変更をして「指定管理者制度」を導入する地域があります。その多くは保護者会や保護者を母体とするNPO法人等が運営主体となっています。学童保育事業は、児童の成長を支援する恒常的な営みであり、3年ないし5年程度で再度実施先を選定するしくみを持つ同制度の導入によって、安定した運営・経営は極めて困難となり、結果的に児童処遇に悪影響を及ぼしかねません。

県として市町村に対し、重大な制度変更を行う場合は、住民の意向を尊重すること、また住民に対して説明責任を果たすことを徹底してください

2007年度県予算等に関する要望内容

は最重要要望

は重点要望

■ 県の学童保育施策を下記の点で改善して下さい

1. (1) 対象数の増加を盛り込む (2) 指導員常勤複数を確保できるよう1ヶ所あたり基準額増を (3) 公立の基準額の改善を
2. 県として施設確保のために次のことを行って
 - (1) 学童保育を単独で建てる場合の国庫補助「児童厚生施設等整備費」を活用できるように予算化を図って
 - (2) 余裕教室の活用を促すための国庫補助「新・放課後子ども環境整備等事業費」を活用できるように
 - (3) 設備費(備品の購入等)補助(新・放課後子ども環境整備等事業費)の予算化を
 - (4) 民間施設を借用している学童保育への家賃補助の予算化を
 - (5) 県教育局として、学校施設等を活用できるように指導を
3. 指導員の研修の機会を保障するために「放課後児童指導員研修会」を引き続き県連協と共催し、内容も充実し予算も増やして
4. 大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。児童数が一定の数を超えたら2ヶ所に分けることができるように補助要件を改めてください。
5. 障害児の受け入れを進めるために
 - (1) 補助基準額の改善
 - (2) 障害児4人以上に指導員2人の加配の実現を
 - (3) 障害児の送迎を支援する制度の整備を
6. 学童保育が加入する賠償責任保険の保険料に対する補助の新設を

■ 障害児学童保育(養護学校放課後児童対策)事業の改善を

1. 箇所数増、児童数増を見込む予算化
2. 指導員の人件費補助増
3. 指導員配置基準(3対1, 6対1)の改善を、常時介助が必要な児童は1対1対応に
4. 指導員の健康診断料の補助を
5. 運営費補助の新設
6. 施設・設備に関して (1) 施設・整備に関する施策・補助を (2) 市町村に対して、施設に対する施策や支援をはたらきかけて

7. 教育局特別支援教育課に対して、各養護学校に障害児学保の意義と活動内容を伝え、協力を呼びかけて 養護学校と障害児学保とが日常的に情報交換を行えるように 学校施設・教室を活動場所として利用させて
8. 送迎用車両の自動車取得税、自動車税が減免できるように自動車税事務所にはたらきかけて

■ コパトプランのめざす少子化克服を真に達成するために、児童にかける予算を抜本的に増やして

■ 「県放課後児童クラブ運営基準」に関して

1. 県として (1) 「運営基準活用促進事業」の拡充を (2) 「運営基準」そのものの改善・見直しを
2. 市町村に対して (1) 「運営基準」に照らした点検を引き続き行って (2) 「運営基準」にもとづいて「改善計画」を策定するように (3) 「改善計画」にもとづいて「活用促進事業」も活用して、具体的な改善を進めるようにはたらきかけて

■ 「放課後子どもプラン」に関して

1. 国に「放課後子ども教室事業」「放課後児童健全育成事業」のそれぞれがその目的・役割にそって拡充されるようにはたらきかけて
2. 県としても同「プラン」の具体化は、福祉部と教育局とで十分に連携し、また、弊協議会も含めた関係者の参加のもとに進めて
3. 市町村に対しても同様な考え方で進めるようにはたらきかけて

■ 厚生労働省に対して、来年度の概算要求内容が実現するようにはたらきかけて

■ 「指定管理者制度」問題に関して

- 市町村へ、重大な制度変更を行う場合は、住民の意向の尊重、住民への説明責任を果たすことを徹底して

知事に対する陳情署名で要求実現の後押しを

私たちの要求を後押しする意味から、今年も、知事に対して直接要望を届ける陳情署名にとりくみます。

過去8回の署名は知事に直接手渡すことができ、予算増につながる大きな力になりました。今から地域で討議をしてご準備下さい。

目標 1世帯1枚=10名を添付しました。

時期 10月から12月末日まで。第一次〆切 11月末日

例年実施している「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める」国会請願署名と合体させてとりくみます。

県との話し合い日時・会場

11月16日(木)

9:15集合・打ち合わせ 10:00~11:30話し合い

埼玉教育会館2階

